

令和 7 年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業 助成対象事業者募集要領

1 件名

令和 7 年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業

2 事業概要

(1) 背景・目的

東京都（以下「都」という。）においては、2050 年までに世界の CO2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030 年のカーボンハーフ（温室効果ガス排出量 50%削減）、2035 年までの温室効果ガス排出量 60%削減を目指し、行政だけでなく、都民や企業・団体など様々な主体の共感と協働により取組を進めています。

その趣旨に鑑み、都内における再エネ技術の社会実装を加速させるため、先駆的に次世代再生可能エネルギー技術の社会実装に向けた取組を推進している開発事業者を支援することにより、東京の脱炭素化への寄与を目指していきます。

(2) 実施スキーム

「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業」（以下「本事業」という。）に応募し、「6 事業者の選定」に記載した審査で採択され、助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、支援事業者（デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）の支援のもと、以下に掲げるスキームイメージに則り、本該事業を実施する。

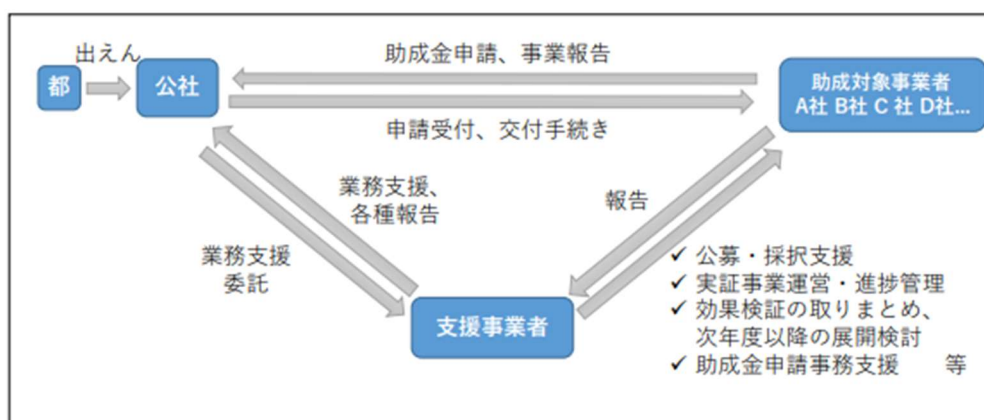


図1 スキームイメージ

3 本事業の内容

(1) 募集する事業の内容

① 対象次世代再生可能エネルギー技術

太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱等をエネルギー源とする発電システムのうち、研究開発段階を脱しているが、社会実装に至っていない技術を対象とする。ただし、次世代型ソーラーセル（ペロブスカイト結晶構造の材料を使用している太陽電池）は除く。

なお、対象とする発電技術は都の地域特性に適したものであり、都内において早期に社会実装が期待されるものであること。

② 社会実装推進に向けた取組

以下を例とする社会実装への課題に対する解決に向けた取組を行う。

- ・ 発電効率の向上
- ・ 生産品質の向上

- ・ 量産技術の向上
- ・ 設置、施工技術の向上
- ・ 耐荷重、耐風圧等、性能の向上

③ 効果検証の実施

②の取組により期待される発電効率、発電量、生産効率、設置・施工効率等に対し、実際に発電や生産、設置・施工を行うことでデータを収集し、その効果を検証する。当初想定との乖離については原因等を分析するとともに、早期社会実装に向けた課題抽出等を実施する。

④ 実施場所

都内において実施する。ただし、生産に関する取組等は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）および都の了承があれば都外での実施を認めるが、生産した発電技術が都の地域特性に適したものであることを示すため、本事業において都内で発電を行うなどして有効性を実証すること。また、事業を実施する予定の場所については、原則事業者にて調整・確保することとする。

なお、企画提案書への実施場所に関する記載は以下に留意すること。

- ・ 現時点での調整状況等を具体的に記載すること。
- ・ 実施場所の調整が完了していない場合は、採択後どの程度の期間で調整が完了する見込みか、調整完了までの段取りや調整の進め方など、根拠も含めて企画提案書に記載すること。
- ・ 具体的な対象施設の名称および施設管理者とその連絡先（電話番号）を企画提案書に記載すること。なお、提出された連絡先へ、都・公社および支援事業者より、実施場所の調整状況の確認のため、連絡を行う場合がある。

また、事業者にて調整・確保した実施場所に加え、都有施設等の利用を希望する場合は以下に留意すること。なお、調整した結果、希望する都有施設等の利用が不可となった場合は、応募時に事業者にて調整・確保した実施場所にて検証を実施すること。

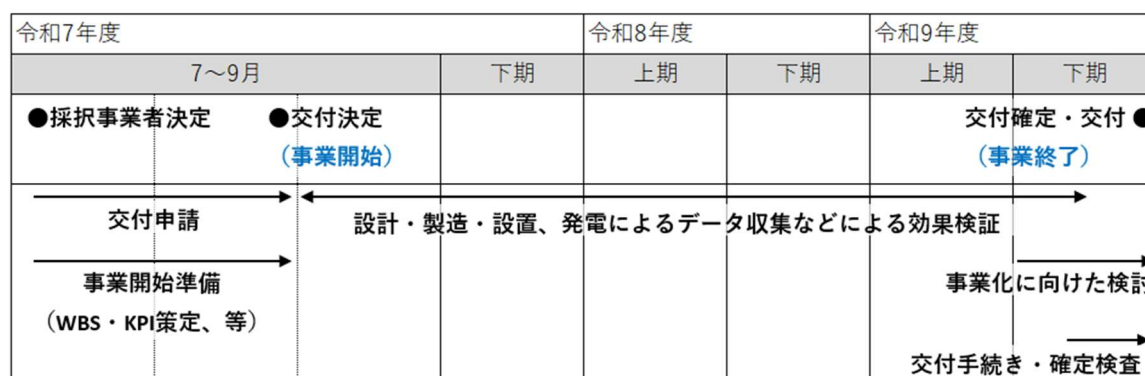
- ・ 都有施設等の利用可否に関しては助成対象採択後、都と調整すること。
- ・ 利用可能な場合は各施設の制約条件を遵守のうえ事業を実施すること。
- ・ 都有施設など利用に関して、事前に確認事項がある場合は、質問票（様式3）に記載の上、問い合わせること。

(2) 本事業の期間

実施期間は、助成対象事業者選定後から最長で令和10年3月31日までとする。本事業の工程は以下を参考とすること。

助成金の交付は、事業者による実績報告および助成金交付請求の後、公社による確定検査の完了を以て支給する。なお、事業期間中に助成金交付まで完了させる必要があり、実績報告及び助成金交付請求は令和9年12月17日までにを行うこと。さらに、都および公社が必要と認める場合には、協議の上、事業の途中で一部助成金の交付を行うことがある。

また、事業終了後に助成の対象となった設備等の本事業とは異なる用途への転用は、事前に転用計画が公社にて認められた場合であり、かつ、交付確定通知書の受領後に限り可能となる。



※ただし、支援事業者は毎年4月1日に変更となる場合があり、その際は別途通知する

(3) 事業に対する支援

助成対象事業者は、以下のとおり支援を受けることができる。

① 助成金額

助成対象事業者は「6 事業者の選定」に記載した審査で採択された後、本事業の実施に要する経費について助成金の支給を受けることができる。助成金の総額は3.2億円である。助成金の交付額は、交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、1億円を上限額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。助成金の交付は公社が行う。

なお、助成金の交付額については採択数の調整に伴い、金額調整をする場合がある。

② 事業に係る経費

助成対象経費は、別表1に掲げるものとする。助成対象経費について国又は他の地方公共団体から助成金の交付を受ける場合にあっては、あらかじめこれらを控除した額を助成対象経費とする。なお、調査設計費、設備費、工事費については、原則として複数の業者から見積もりを取得し、競争に付すこと。

また、助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。（詳細は別表2を参照すること。）

消費税・地方消費税は助成対象外となる。

③ その他支援

事業の実施準備、安全対策への協力、実施に係る助言、工程管理等の支援については、支援事業者が実施する。

(4) 安全面での配慮

本事業において設置、使用する設備・機器等は安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とした上で、効果検証の場面においては、安全面への配慮について次に掲げる全ての事項を厳守すること。

- ① 設備・機器の設置、使用においては周囲の安全の確保を図るとともに常に安全性の向上に努めること。また、不測の事態や問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。
- ② 効果検証のため施設を賃借する場合には、施設の利用用途を賃貸人に十分に説明するとともに、賃貸借契約等の内容を厳守すること。
- ③ 支援事業者、公社等から追加の安全対策を求められた場合は、支援事業者等と協議の上、対応すること。

(5) 役割分担の考え方

段階	支援事業者	助成対象事業者
募集選定	・ 応募受付、応募事業者との各種調整 ・ 審査、選定	・ 応募資料の作成
準備	・ 事業の目標設定の支援、調整 ・ 事業実施のための各種調整の支援 ・ 事業実施準備に関する工程管理	・ 事業実施計画の策定 ・ 部材、設備・機器の調達 ・ 事業の実施場所の確保 ・ 安全対策の実施
実施	・ 事業の実施支援 ・ 助成金申請の受付や審査等に係る支援	・ 事業の実施 ・ 効果検証に必要なデータ収集
検証	・ 検証結果に関する意見照会 ・ 検証結果の取りまとめ ・ 事業化に向けた支援	・ 効果検証の実施 ・ 検証に係るデータの提供 ・ 検証結果等に関する意見交換 ・ 事業化または事業化に向けた展開検討

4 応募資格

応募者（応募主体者）は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であること。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）が予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑦ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- ⑧ 都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- ⑨ 税金の滞納をしていないこと。
- ⑩ 過去の業務その他の事情において、都が本助成金の交付にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- ⑪ 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同して本事業を実施する場合には、連携事業者も上記の③から⑩の要件をすべて満たすこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

① 応募申出書（様式1）

応募する事業者は応募申出書により応募意向を表明する。応募申出書（様式1）は、クール・ネット東京のホームページよりダウンロードできる。

なお、こちらは事前意向を確認する趣旨であり、応募申出書提出無しでの企画提案書の提出を妨げるものではない。

各事業者からの質問に対する回答は、応募申出書を提出した事業者へメールにて送付予定である。

② 企画提案書（様式2）

企画提案書（様式2）は、クール・ネット東京のホームページよりダウンロードできる。

③ 補足資料（任意）

補足資料は、企画提案書を補足する内容を示す資料（PowerPoint、パンフレット等）を指す。
研究段階を脱していることを示せる書類がある場合は補足資料として提出すること。

(2) 提出期限

① 応募申出書（様式1）・質問票（様式3）

【2025年5月15日（木）正午 必着】

② 企画提案書（様式2）及び補足資料（任意）

【2025年6月4日（水）正午 必着】

(3) 提出方法・提出先

電子メールにより提出する。持込、郵送は受け付けない。また、添付ファイルについては、合計30MB以内に収めること。

【提出先】tokyo_nextgen_energy@tohatsu.co.jp

電子メール送付の際、メール件名は以下のとおり明記すること。

「【次世代再エネ推進事業】代表企業名（内容）」

※（内容）欄には応募、提案、質問などのアクションを記載すること。

6 事業者の選定

(1) 選定方法

選定については、書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で実施する。

書類審査は、提出された企画提案書について審査を行い、応募者全員に対し、支援事業者から結果の通知を行う。

プレゼンテーション審査については、書類審査を通過した応募者に対してのみ実施する。

なお、審査はすべて非公開で行い、審査の経過や結果等、審査内容に関する問い合わせには応じない。

(2) 選定スケジュール

募集開始	2025年5月8日（木）
応募申出書 提出締切	2025年5月15日（木）正午
質問票 提出締切	2025年5月15日（木）正午
質問回答（予定）	2025年5月22日（木）
企画提案書等 提出締切	2025年6月4日（水）正午
書類審査 結果通知	2025年6月18日（水）以降
プレゼン審査※	2025年6月下旬～7月上旬 会場、時間等の詳細は別途通知する。
結果発表	2025年7月上旬

※プレゼンテーション審査は、1事業者当たり20分程度（質疑応答時間含む）で実施する。

詳細については、プレゼンテーション審査の対象となった事業者に対し、別途通知する。

※プレゼンテーションの資料は事前に提出した書類以外を用いてはならない。

※実施日等について、万一変更が生じた場合は、別途通知する。

(3) 評価基準

審査・選定に当たっては、以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行う。

評価 観点	評価基準	配点
① 本事業との整合性		45 点
	(1) 本事業の目的・内容及び提案者に求められている役割について、十分に理解しているか。	
	(2) 都における再エネ実装において、どのように貢献を果たすことができるか。また、発電効率や発電量、設置場所・設置規模などを踏まえ、定量的に示されているか。	
	(3) 提案の再エネ技術がどのような点において先駆的であるか、技術の詳細内容が示されているか。	
	(4) 研究開発を脱している再エネ技術であることが分かる情報が提示されているか。	
② 応募事業内容		65 点
	(1)スケジュール	
	(ア) マイルストーンが適切に設定されているか。	
	(イ) 効果検証に必要な検証期間が十分であることが根拠とともに示されており、また、バッファを考慮した実現性の高い計画となっているか。	
	(2)実施場所の選定	
	(ア) 実証を行う場所について、具体的な場所が示されているか。また、東京特有の地域性や環境条件を踏まえ、都での社会実装に向けて広く有効な検証結果を得られる場所か。	
	(3)実施場所の調整	
	(ア) 実証を行う場所について、事前の調整が完了しており、その場所で実証を実施できることが確定しているか。	
	(イ) 事前の調整が完了してない場合であって、かつ、外部の施設を賃借する予定がある場合は、現時点での調整状況、施設の賃借調整に係る関係者、調整の進め方および調整の各工程に要する期間が根拠とともに明確に提示されているか。	
	(4)実施体制	
	(ア) 事業を円滑に遂行するための参画者が具体的に提示されているか。	
	(イ) 体制における各参画者の役割及び関係性が示されているか。	
	(5)安全対策	
	(ア) 日頃の安全管理に関する基本の考えに加え、有事の際の対応フローを整理しているか。	
	(イ) 事業の遂行に係る法令等を遵守した内容となっているか。	
	(6)費用	
	(ア) 事業の遂行に当たり必要な経費が細分化された形で明記されているか。	
	(イ) 各費用項目に対する算出根拠が明示されるとともにコストを抑える工夫が示されているか。	
	(7)効果検証	
	(ア) 事業を通じて得ようとする検証結果が社会実装、事業化に向けて有効性が高いか。	
	(イ) 効果検証に必要なデータの取得方法が具体的に想定できているか。	
	(8)KPI の設定	

	(ア) 社会実装、事業化までの課題および解決の方法が明確になっており、それに対する取組及び達成すべき目標について定量的・具体的な KPI が示されているか。
③ 将来性	40 点
	(1) 都の地域特性に適し、都で広く社会実装が期待される技術か。また、都への展開方針・計画が示されているか。
	(2) 社会実装、事業化を見据えた本事業終了後の具体的な計画があるか。
	(3) 早期の社会実装、事業化が期待できる技術であることの根拠が示されているか。

7 留意点等

(1) 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点について、採択決定後に説明を行うが、あらかじめ以下の点について留意すること。

- ・ 採択後における、助成対象事業者都合による事業への参加辞退は、原則不可である。
- ・ 事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 事故等が発生しないように安全面に十分な配慮を行ったうえで実施すること。事故等が万一発生した場合は、速やかに支援事業者及び公社ならびに関係機関へ報告するとともに、助成対象事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- ・ 当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、支援事業者及び施設管理者等の関係機関と調整した上で、解決策を提示すること。
- ・ 必要に応じて事業内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては、支援事業者及び公社と協議の上、決定すること。
- ・ 効果検証の場において、事業で使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされないこと。
- ・ 本事業を広く PR するため、事業実施期間中の映像撮影や、当該映像等の公表等に協力すること。
- ・ 原則として、本事業実施期間中、本事業により生じた成果を営利目的で使用しないこと。
- ・ 本事業の成果検証に当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力すること。また、本事業で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、本事業の成果に係るデータ等は、公社の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。
- ・ 本事業実施期間中、支援事業者及び公社の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。また、支援事業者、公社及び都が進捗確認等のため現地に赴く場合は、その対応を行うこと。
- ・ 支援事業者及び公社に対し、本事業の成果に関する報告を実施すること。
- ・ 企画提案書に記載した内容は、事業の基本方針となること。また、採択後において、助成対象事業者の都合により内容の大幅な変更が生じた場合は、採択の取り消し、または助成金の交付を中止する可能性がある。

(2) その他

助成金交付に係る事項については、別途定める「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業助成金交付要綱」を確認すること。

また、本事業の採択事業者として採択決定となった場合、事業者は速やかに事業開始前に交付申請手続きを行うこと。なお、提出書類は別表3に定めるとおり。詳細については、採択決定後に支援事業者より案内を行う。

8 問い合わせ

事業全般、募集要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式 3）に質問事項を記入の上、以下のお問い合わせ先に電子メールにて問い合わせること。質問の受付期間は、2025 年 5 月 15 日（木）正午までとする。また、質問に対する回答は、2025 年 5 月 22 日（木）を目途に、応募申出書を提出した事業者に対してメールにて送付予定である。

【お問い合わせ先】：tokyo_nextgen_energy@tohatsu.co.jp

別表1 助成対象経費

経費分類	説明	補足・注意事項	相見積 要否
調査・設計費	製品の設計に要する経費、製品等の性能・ニーズ等の調査に要する経費	【補足】 外注設計費、事前調査費 等	要
設備費	機械装置・その他備品の製作、購入または借用に関する経費	【補足】 部材購入費、発電システム製作費、副資材費等 【注意事項】 割賦の場合、すべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象とする。 なお、設備費は主要構成部位の粒度で記載すること（例：風車の場合、ナセル、ハブ、タワー、ブレード等）	要
工事費	機械装置等の設置に必要な土木工事や付帯する電気工事等に要する経費	【補足】 設置工事費、解体撤去費、現状復旧工事費、設備運搬費 等	要
施設賃借費	実証事業に必要な事務所や施設等を借りる場合に要する経費	【補足】 年間施設使用料、月次家賃 等 【注意事項】 交付決定日以降に賃貸借契約等を新たに締結したものに限る。 原則、本事業の遂行のみに使用する物件とし、他の事業との共同利用部分がある物件については、各事業の専有部分の面積等で経費が按分可能なもの等、明確に経費を区分できる物件に限る。	不要
管理・運営費	応募事業の実施を外部事業者などへ委託する場合に要する経費	【補足】 保守点検費、メンテナンス費、保険料、電力会社申請費 等	不要
人件費	応募事業に直接従事した主な社員の人件費	【注意事項】 助成対象事業者の役員及び社員のうち、常態として助成対象事業者の業務に従事し、助成対象事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている者の人件費のみを助成対象とする。	不要

別表2 利益等排除の考え方

<利益等排除について>

助成対象事業において、助成対象経費の中に助成対象事業者及び連携事業者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合の例

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象事業者等との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

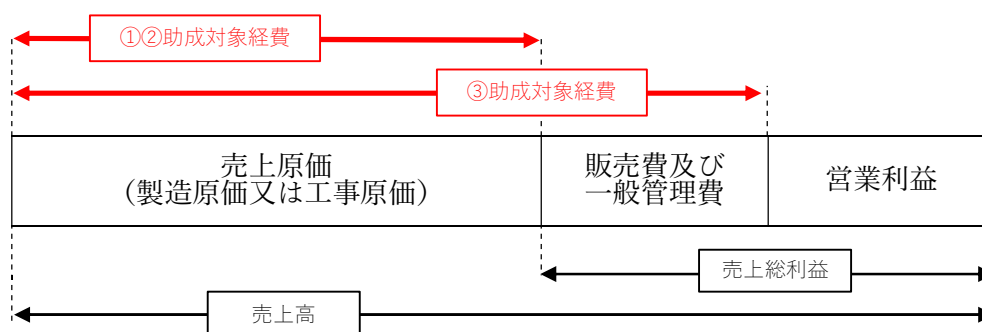
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、注意してください。

別表3 交付申請に必要な書類

提出書類		フォーマット有無		備考
交付申請書	助成金交付申請書	あり	様式1号	—
	助成金交付申請経費内訳書		様式1号別紙	—
	誓約書		様式2号	・応募主体者および連携事業者は要提出
	助成事業実施計画書		様式3号	—
会社資料	登記簿謄本写し (現在事項全部証明書)	なし		・応募主体者および連携事業者は要提出
	会社概要・団体概要	なし		・応募主体者および連携事業者は要提出
企画提案書		なし		・審査後に更新が必要な箇所があれば更新の上、提出
助成対象経費の根拠となる資料		なし		様式1号別紙の各項目について、以下のいずれか ・見積書（提案時に有効なもの） ・部品等の金額が確認できるECサイトのURL ・代価表（自社手配の製品・自社施工の場合）
国等の助成金等を受けている場合にあっては、受領した交付額確定通知書等の写し		なし		・国等の助成金等を受ける場合に提出
その他公社が必要と認める書類		なし		・公社から指示があった場合は必要な書類を提出

※提出するファイルの形式は、指定がない限り pdf 形式にて提出すること。